

に精通に考ふれば如何やと思はれる。何となれば此意見よりすれば嬰兒にも狂人に
も参政権を與ふべく右の如く意思十分ならざる間之を停止するものも一定致しても
然らば何故其代理人を認めざるや云ふこの説明が出来ぬのであります。
以上の諸説皆之を採らず從て世間事の諸説よりする反駁は疑みたるの要なきも
然らば吾等は如何なる根據に基きて普通選挙を主張するか。吾々は「テモ
モクラシー」の觀念を措いて他に之を求むべからざるものも考へます。然るに「テモ
クラシー」其もの色々を説き方があるが吾々の最も正しきものも信ずるのは亞米利
加の無學の勞働者より身を起したる大哲人アブラハム・リンコン氏が説破せし所
の如く「オプゼイブル・バイゼイブル・フォーアゼイブル」即ち「人民の爲めに
人民が人民の政治をやる」云ふ思想であります。此思想より致しますれば政治は
可成多数の民衆に参與權を許さねばならぬこととなります。而して其之を許すに適
する能力の有無を判斷するに就きても一個一個の人民を檢せずともゼイブル即ち
民衆全体として之に適すれば不可なきことなる。推せば多衆人民を包含すべ

き一定の標準を取りて其内に多少不適當なるものありするも大体に於て誤れる結
果が生ぜずんばそれで宜しい、私は之を假に「綜合的能力」と名づけます。而して
選挙權附與の標準は此綜合的能力の許す限りに於て最大程度まで擴張し、出来得べ
き限り多数の人民を包含する様じ致すのであります。一國の文化が一定の程度に進
みたるまきは其標準を單に男子云ふこと、一定の年齢云ふことにして其年齢
に達した男子全部を包含しても綜合的政治能力に於て缺くる所なきのみならず更に
進んで或年齢に達したる婦人全部をも包含して差支ないことなるのです。歐米諸
國は数十年前に此域に進みたることを考ふれば今日の日本が男子に就て此程度に及
ばぬことは想像出来ぬことあります。假に國會開設の當時之を唱へたる者が早計に
するも十年前に下院の之を通過したるは當然にて今日之を尙早とするは他に爲めに
する邪なる事情に制せられるからであります。

更に轉じて普通選挙の利害上の根據に至りましては先づ第一に前述の理制度の弊
害として舉げた選挙界の腐敗が普通選挙の實行に依りて除去せられます。或は之を全然